

平成25年

三重県議会定例会会議録

(10月16日)
(第26号)

第26号
10月16日

平成25年

三重県議会定例会会議録

第 26 号

○平成25年10月16日（水曜日）

議事日程（第26号）

平成25年10月16日（水） 午前10時開議

- 第 1 議案第128号から議案第142号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
〔委員長報告、採決〕
- 第 3 請願の件
〔採決〕
- 第 4 意見書案第 2 号から意見書案第11号まで
〔採決〕
- 第 5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 6 議案第143号
〔提案説明、採決〕
- 第 7 認定第 5 号から認定第17号まで
〔提案説明、委員会付託〕
- 第 8 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第128号から議案第142号まで
- 日程第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
- 日程第 3 請願の件

- 日程第4 意見書案第2号から意見書案第11号まで
 日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
 日程第6 議案第143号
 日程第7 認定第5号から認定第17号まで
 日程第8 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡

21	番	小	林	正	人
22	番	奥	野	英	介
23	番	中	川	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三	千宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稻	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之
31	番	舘		直	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規
35	番	青	木	謙	順
36	番	中	森	博	文
37	番	前	野	和	美
38	番	水	谷		隆
39	番	日	沖	正	信
40	番	前	田	剛	志
41	番	舟	橋	裕	幸
43	番	三	谷	哲	央
44	番	中	村	進	一
45	番	岩	田	隆	嘉
46	番	貝	増	吉	郎
47	番	山	本		勝
48	番	永	田	正	巳
49	番	山	本	教	和

50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主査)	村 山	トモエ
書 記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎
防災対策部長	稲 垣	司
戦略企画部長	山 口	和 夫
総 務 部 長	稲 垣	清 文
健康福祉部長	北 岡	寛 之
環境生活部長	竹 内	望
地域連携部長	水 谷	一 秀
農林水産部長	橋 爪	彰 男
雇用経済部長	山 川	進
県土整備部長	土 井	英 尚

健康福祉部医療対策局長	細野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥井 隆男
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森下 幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	小林 潔
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	岩崎 恭典
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員	田中 彩子
警察本部長	高須 一弘
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎
人事委員会委員	岡 喜理夫
人事委員会事務局長	速水 恒夫
選挙管理委員会委員	川端 康成
労働委員会事務局長	前 嶋 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告をいたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第2号から意見書案第11号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第143号、認定第5号から認定第17号まで並びに報告第67号及び報告第68号は、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、土地開発基金運用状況報告書及び監査委員の同審査意見書が提出されましたので、それぞれさきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
130	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成25年10月3日

三重県議会議長 山本 勝 様

環境生活農林水産常任委員長 森野 真治

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
132	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
139	損害賠償の額の決定について
141	財産の取得について
142	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成25年10月11日

三重県議会議長 山本 勝 様

健康福祉病院常任委員長 青木 謙順

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 3 3	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
1 3 4	工事請負契約について（一般国道477号四日市湯の山道路道路改良（吉沢高架橋（仮称）上部工）工事）
1 3 5	工事請負契約について（一級河川木津川河川改修（松之本井堰下部工）工事）
1 3 6	工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川幹線（第1工区）管渠工事）
1 3 8	県道の路線廃止について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成25年10月8日

三重県議会議長 山本 勝 様

防災県土整備企業常任委員長 小林 正人

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 3 7	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成25年10月4日

三重県議会議長 山本 勝 様

総務地域連携常任委員長 津村 衛

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 2 8	平成 2 5 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）
1 2 9	平成 2 5 年度三重県病院事業会計補正予算（第 2 号）
1 3 1	三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
1 4 0	平成 2 4 年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件 名
1	平成 2 4 年度三重県水道事業決算
2	平成 2 4 年度三重県工業用水道事業決算
3	平成 2 4 年度三重県電気事業決算
4	平成 2 4 年度三重県病院事業決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成25年10月11日

三重県議会議長 山本 勝 様

予算決算常任委員長 貝増 吉郎

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果
請32	保育士修学資金貸付事業及び保育士研修等事業の実施を求めることについて	津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内 三重県保育協議会 会長 森本 敏子 ほか6名	藤 根 正 典 大久保 孝 栄 中 西 勇 市 小 野 欽 市 小 林 正 人 小 今 智 広 藤 井 宜 三 稲 垣 昭 義 服 部 富 男	採 択
請33	障がい者入所施設の拡張（新設）とさらなる質の向上を求めることについて	津市久居北口町2729-8 三重県知的障害者施設 保護者連合会 代表 伊藤 憲一	藤 根 正 典 大久保 孝 栄 中 西 勇 市 小 野 欽 市 小 林 正 人 小 今 智 広 藤 井 宜 三 稲 垣 昭 義 服 部 富 男 中 森 博 文	採 択

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果
請36	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名	藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義	採 択
請37	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化セン ター内	藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義	採 択

		生涯学習センター２F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名		
請38	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター２F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名	藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義	不採択
請39	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター２F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名	藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義	採択

意見書案第2号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

平成25年10月2日

提 出 者

田 中 智 也
大久保 孝 栄
小 野 欽 市
小 林 正 人
今 井 智 広
藤 田 宜 三
稲 垣 昭 義
服 部 富 男

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

本年6月に政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針）では、地方行財政制度の再構築に向けてリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進める必要があるとしているが、地域経済は依然厳しい状況が続いており、また、地方財政の健全化及び自立促進のため地方の一般財源総額を確保するとしたとはいえ、地方交付税において行革努力の取組と地域活性化の成果という2つの観点から地域経済活性化の取組に必要な財政需要の算定を行うとしたことは、地方交付税制度の根幹を揺るがすものである。

さらに、本年度の地方財政計画において、国の政策目的の実現のため地方公務員給与費を臨時特例として削減し地方交付税を算定したことは、地方交付税によって地方行政の計画的な運営を保証することにより地方団体の独立性を強化するとの地方交付税法の目的から不適切である。

一方、地域の防災・減災対策、子育てや医療、介護などの社会保障の確保、環境対策など地方公共団体が担う役割は増大しており、国においては地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

よって、本県議会は、公共サービスの質の確保と地方公共団体の安定的な行政運営を実現するため、国において、来年度の地方財政計画の策定及び地方交付税の確保に当たって下記の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方財政に係る予算編成や地方財政計画、地方交付税の算定の在り方については、国の政策方針としての一方的な決定によるのではなく、国と地方の協議の場における十分な協議の上で決定するとともに、社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、地域の増大する財政需要に見合う財源を確保すること。
- 2 東日本大震災による被災地の復興に要する経費の地方負担分については、国の責任において、通常の予算とは別枠でその財源を確保すること。特に被

災地の深刻な人材不足に対応するため、震災復興特別交付税を交付すること。さらに、地域の防災・減災のための対策に要する経費の財源については、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源との振替は、厳に慎むこと。

- 3 地方交付税による財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、小規模な地方公共団体に配慮した段階補正の強化及び市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。
- 4 地方財政計画における地方公務員給与費及びそれを踏まえた地方交付税の算定の在り方については、国の政策方針に基づいて一方的に決定するのではなく、国と地方の協議の場における十分な協議の上で決定すること。また、臨時特例として削減した地方公務員の給与関係経費に係る財源については、完全に復元すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山 本 勝

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、復興大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第3号

ブラジルとの更なる関係強化と査証免除協定締結を求める意見書案
上記提出する。

平成25年10月2日

提 出 者

下 野 幸 助
大久保 孝 栄

中 西 勇
森 野 真 治
杉 本 熊 野
今 井 智 広
藤 田 宜 三
中 嶋 年 規

ブラジルとの更なる関係強化と査証免除協定締結を求める意見書案

我が国は世界66の国・地域と査証免除協定を締結し、商用、会議、観光、親族・知人訪問等を目的とする短期滞在の場合には、原則として査証の取得を必要としない措置を講じてきている。

また、世界はグローバル化が進展し、国や地方の発展にとって国際的視点に立った文化、経済、人材等の交流活性化は不可欠なものとなってきている。

さて、ブラジルは、2014年サッカーワールドカップ開催、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック開催、2020年サンパウロ万博誘致などの「黄金の10年」を控え、2017年にはGDPが世界第5位になるとIMFが予測するなど、国際的な政治・経済の分野においてますますその存在感を増大させている。

また、日本人がブラジルへ移住してから1世紀を越え、市民レベルでの草の根交流の活発化やブラジル日系人の里帰りなどを背景に2012年には約3.2万人の観光客が我が国を訪れ、その対前年比の伸び率74%はタイに次いで2番目となっている。

しかし、約150万人とも言われる世界最大の日系人コミュニティを有するブラジルと我が国との間には、他の中南米12か国との間ですでに査証免除協定を締結しているにもかかわらず、外交・公用査証免除を除き商用の数次査証が認められているだけである。

よって、本県議会は、ブラジルを我が国にとって真に重要なパートナーと認

めて両国の関係を深化することが今後の我が国及び地方の経済発展等のために重要であることに鑑み、国において、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 ブラジルと我が国との政治・経済関係の更なる強化を図ること。
- 2 民間企業や市民も含めたブラジルと我が国との一層の交流促進のため、両国間における査証免除協定を早期に締結し、短期査証免除を実現すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、
国土交通大臣、国家公安委員会委員長

意見書案第4号

介護職員の処遇改善を求める意見書案
上記提出する。

平成25年10月2日

提出者

大久保 孝 栄
小 野 欽 市
小 林 正 人
今 井 智 広
藤 田 宜 三
稲 垣 昭 義
服 部 富 男

介護職員の処遇改善を求める意見書案

超高齢社会を迎えて、介護職員の不足は深刻な状況にある。介護職員の賃金は、全労働者平均と比較しても低い実態もあり、依然として離職者が多い状態が続いている。このため、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している状況にあり、介護職員の人材を確保するためには、早急にその対策を講じる必要がある。

介護職員の処遇改善の取組については、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度が、平成24年度介護報酬改定により介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、この加算制度は平成27年3月31日までの経過的な措置とされ、その後の取扱いについては、不透明な状況にある。

今後も安心・安全な介護を実現するためには、介護職員の賃金改善などの処遇改善が不可欠である。

よって、本県議会は、国において、介護職員の人材確保が図られるよう下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 介護職員の処遇改善のため、賃金改善等必要な施策推進を行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山 本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第5号

安心・安全な医療・介護の実現を求める意見書案
上記提出する。

平成25年10月2日

提 出 者

大久保 孝 栄
小 野 欽 市
小 林 正 人
今 井 智 広
藤 田 宜 三
稲 垣 昭 義
服 部 富 男

安心・安全な医療・介護の実現を求める意見書案

厚生労働省は、本年2月の六局長通知「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」において、「これまで看護職員を中心とした医療スタッフの勤務環境の改善に関し進めてきた様々な取組を、今後医師、看護職員、薬剤師など幅広い医療スタッフを含めた医療機関全体で『雇用の質』の向上に取り組むことが重要である」としているところである。

今後、少子高齢化社会が到来する中で、医療・介護をさらに安心・安全へとつなげていくためには、医師や看護師、介護職員などの深刻な人手不足、地域偏在を早急に解決するとともに、看護師等の夜勤など労働環境の改善が不可欠である。

よって、本県議会は、国において、医療・介護関係予算をさらに充実させ、持続可能な医療提供体制、安心・安全な医療・介護の実現に向けて下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 医師や看護師、介護職員の労働環境を改善することにより、安心・安全な医療・介護を実現すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第6号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案
上記提出する。

平成25年10月7日

提出者

教育警察常任委員長 長田 隆 尚

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

これまで、平成16年の三位一体改革や平成22年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきたところであるが、今後も、改革によるこの制度への影響を注視する必要がある。

また、一般財源で措置されている教材購入費や図書購入費、情報関連整備費

等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域格差が生じているように、厳しい地方財政を背景に、一般財源化は教育の地域格差を拡大させる懸念がある。

その時々々の国や地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣

意見書案第7号

新たな教職員定数改善計画案の着実な実施及び教育予算の拡充を
求める意見書案

上記提出する。

平成25年10月7日

提出者

教育警察常任委員長 長田 隆 尚

新たな教職員定数改善計画案の着実な実施及び教育予算の拡充を
求める意見書案

平成23年4月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、小学校1年生の学級編制の標準の引き下げや、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できる仕組みの構築が図られた。

すでに本県においては、小学校1年生及び2年生の30人学級等が実施されており、少人数学級を実施している学校では、「子ども達が活躍する場が増えてますます意欲になった」、「子どもの話をじっくり聞くことができる」といった保護者や教職員からの声が多く聞かれ、大きな成果をあげているところである。

しかし、平成24年9月、国は、いじめ問題や教育格差解消といった個別の教育課題への対応を同時並行で推進することを内容とした、子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案を策定し、それに基づいて本年度概算要求をしたものの、十分な予算措置は実現していない。

そもそも、平成21年における公財政教育支出の対GDP比は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均は5.4%であるのに対して、我が国は最下位の3.6%である。

山積する教育問題の解決を図り、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育を進めるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充は不可欠である。

よって、本県議会は、国において、新たな教職員定数改善計画案の着実な実施及び教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第8号

防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の拡充を求める
意見書案
上記提出する。

平成25年10月7日

提 出 者

教育警察常任委員長 長 田 隆 尚

防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の拡充を求める
意見書案

国の中央防災会議において、今後30年以内に東海地震、東南海地震又は南海地震は60%～88%の確率で発生すると指摘されている。さらに、これらの3地震が連動した南海トラフの巨大地震（三連動地震）が発生する可能性もあり、その場合に想定される最大クラスの震度分布及び津波高は、これまでの想定をはるかに上回るものであることが、中央防災会議の有識者会議において示された。

現在、学校の耐震化や防災機器の整備等は着実に進められている一方、公立学校施設における屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒落下防止対策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策は遅れている。

公立学校は、児童生徒の安全の確保のみならず、地震発生時には被災住民の応急的な避難場所となるなど重要な役割を担うことから、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した公立学校施設の更なる耐震化や高台移転、防災機能の強化等は、喫緊の課題である。

また、登下校時における交通事故や傷害事件、不審者による声かけや子どもへのつきまといなど、子どもが被害者となる事件が後を絶たず、学校の内外における子どもの安全の確保も重要である。

よって、本県議会は、国において、防災対策の見直しを含めた総合的な学校

安全対策の拡充に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山 本 勝

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第9号

障がい者入所施設の新設及び増設と更なる介護サービスの向上を
求める意見書案

上記提出する。

平成25年10月8日

提 出 者

健康福祉病院常任委員長 青 木 謙 順

障がい者入所施設の新設及び増設と更なる介護サービスの向上を
求める意見書案

本年4月、障害者総合支援法が施行され、障がい者に対する支援は、現行の障がい者支援施設等に入所している障がい者を地域生活へ移行させる方向へと進んでいる。

しかし、自宅、グループホーム等における自立した生活に適さない重度の障がい者にとっては、「行き場がない」のも現実であり、きめ細かい生活介護を行うことができる入所施設は必要不可欠なものである。

入所施設は、継続的な24時間ケアによって入所者の自立を促進するとともに

入所者同士の意思の疎通・助け合い・譲り合い等の社会性を身に付ける場であり、施設での生活は決して閉鎖的なものではない。

よって、本県議会は、国において、重度の障がい者や家族等の不安を解消するため、下記の事項の実現について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 自立した生活が難しい重度の障がい者のため、入所施設を新設、増設し生活の場を確保すること。
- 2 継続的なケアを必要とする障がい者に十分な介護サービスを提供すること。
- 3 高齢化が進む障がい者の保護者や家族が安心できる仕組みを構築すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第10号

アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書案
上記提出する。

平成25年10月8日

提出者

田中 智也
大久保 孝栄
中西 勇
小野 欽市
小林 正人
中川 康洋

今 井 智 広
藤 田 宜 三
稲 垣 昭 義
北 川 裕 之
服 部 富 男
中 嶋 年 規

アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書案

我が国においてアルコール飲料は、古来より祝祭や会食など多くの場面で飲まれるなど、生活・文化の一部として親しまれてきている。一方で、アルコール飲料は、致酔性や慢性的な影響による臓器障害、依存性、未成年者への影響、妊婦を通じた胎児への影響などといった他の一般食品にはない特性を有しており、国民の健康の保持という観点から考慮を必要とするのみならず、本人の家族へ深刻な影響を与えたり、重大な社会的問題を生じさせたりする危険性もある。

厚生労働省の平成23年患者調査では、アルコール依存症の総患者数は、3万7,000人に上り、また、平成15年に実施された全国成人に対する実態調査によると、アルコール依存症の疑いのある人は440万人、治療の必要な患者は80万人いると推計されている。

世界保健機関（WHO）においては、平成22年に「アルコールの有害な使用を低減する世界戦略」が承認され、「各国が国民を保護するために効果的な対策を講じれば、アルコールの有害使用は低減できる。加盟国は、アルコールの有害使用の低減に向けた公共政策を策定、実施、監視し、評価を行う主要責任を担っている」として、加盟国に対し、必要な政策の推進を求めたところである。

本県においても、三重の健康づくり基本計画において飲酒に関する対策や目標を掲げるとともに、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（平成25年三重県

条例第70号)を制定し、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症の受診義務を課すなどの取組を進めているところである。

健康障害、児童や高齢者への虐待、犯罪などの暴力、飲酒運転、うつ病や自殺など、多くの問題にアルコールが深く関連しているにもかかわらず、我が国では、多岐にわたるアルコール健康障害対策について、総合的な施策を定めた法律がなく、十分な対策が講じられていない。

よって、本県議会は、国において、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図るため、「アルコール健康障害対策基本法(仮称)」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山 本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

意見書案第11号

保護者負担の軽減と就学及び修学支援に関する制度の拡充を
求める意見書案

上記提出する。

平成25年10月8日

提出者

小 島 智 子
吉 川 新
杉 本 熊 野
稲 垣 昭 義

保護者負担の軽減と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求め
る意見書案

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちの暮らしや学びに大きな影響を与えている。

平成24年度文部科学白書においても、昨今の経済雇用情勢の悪化等により、社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっており、家庭の経済事情にかかわらず誰もが充実した教育を受けられるようにすることは大変重要であり、その経済負担は本人や家庭だけでなく社会全体で担っていくことが必要であると指摘している。

このような状況を背景に、平成22年から公立高等学校の授業料無償化や、奨学金の改善等の施策が推進されている。また、本年6月には子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な措置を講じるものとされた。

しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではなく、就学援助を受ける子どもは年々増加し、平成23年度には全国で157万人に至っている。また、高等学校段階においては、入学料や教材費等、授業料以外は無償化の対象外となっており、保護者等の経済的負担は依然として重い。

そもそも、平成21年における一般政府総支出に対する公財政教育支出の割合は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均が13.0%であるのに対して、我が国は8.9%と最低レベルであり、他方、教育支出に占める私費負担の割合は、OECD加盟国の平均が16.0%であるのに対して、我が国は31.9%であるなど、我が国では教育の私費負担が重い。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、保護者負担を軽減するための就学及び修学支援に関する制度を更に拡充さ

れるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

追加提出議案件名

- 議案第143号 土地利用審査会委員の選任につき同意を得るについて
- 認定第5号 平成24年度三重県一般会計歳入歳出決算
- 認定第6号 平成24年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 平成24年度地方独立行政法人三重県総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 平成24年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 平成24年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第10号 平成24年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第11号 平成24年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第12号 平成24年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第13号 平成24年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第14号 平成24年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第15号 平成24年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第16号 平成24年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

委員 長 報 告

○議長（山本 勝） 日程第1、議案第128号から議案第142号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。森野真治環境生活農林水産常任委員長。

〔森野真治環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第130号地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案につきましては、去る10月3日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、議案第130号地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案についてであります。

本条例案に基づいて指定されるNPO法人は、運営組織、事業内容が適正で、広く県民等から支援を受け、公益性が高いものとして認めるものであり、当該NPO法人への寄附者に対して地方税法上の優遇措置が適用されることとなります。

本条例案で定める指定の更新は5年ごとになってはいますが、新しく始まる制度であるため、県当局におかれては、指定NPO法人が、優遇措置のある寄附を受け入れる法人として厳格に基準を満たし、常に適切な運営が行われていることを適確に把握されるよう要望します。

次に、新しいみえの文化振興方針（仮称）の策定についてであります。

新しいみえの文化振興方針（仮称）は、幅広い観点から10年先を見据えた、本県の文化振興に係る新たな方針となるものです。

県文化審議会では、県立の文化施設が集積する総合文化センターの周辺地域を文化交流ゾーンと名づけて、部会を設けて検討されておりますが、県全体の新しい文化振興方針として、広く県全体の文化振興のあるべき姿について検討するなど、より大きな観点で議論されるよう要望します。

次に、食の安全・安心についてであります。

県内において、米の産地偽装や学校給食への異物混入といった、食の安全・安心に対する信頼を失墜するような事案が発生しました。

このことは、本県において、県産品をブランド化、あるいはパッケージ化してその販路拡大を進めている中で、食の安全・安心にとどまらず、県政全体に影響を及ぼしかねないものであることから、県当局におかれては、食の安全・安心に対する信頼確保のために、全庁を挙げて方策を検討し取り組まれるよう要望します。

最後に、水源地域の保全に関する条例についてであります。

水源地域における森林の手入れ不足や水資源の獲得などを目的とする森林取得への懸念が広がる中、水資源の保護を目的とした条例が全国の11道県で制定されています。

県当局におかれては、水源地保全の必要性について十分な認識のもと、水源地域の保全に関する条例の制定について検討されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 青木謙順健康福祉病院常任委員長。

〔青木謙順健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第132号三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る10月4日、8日及び11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、

いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべてに議論のありました事項について申し述べます。
まず、三重県がん対策推進条例（仮称）中間案についてであります。

この条例は、本県のがん対策に係る基本的な姿勢を明らかにし、県民や関係者等が一体となってがん対策を推進するため、検討が進められているもので、小児がんについての対策、医科と歯科の連携、がん患者及びその家族の生活支援を特色としているものです。

県当局におかれては、条例の最終案の作成に当たり、これら三重県ならではの特色に加え、受診率向上のための取組や、高度ながん医療対策についても一層の推進が図られるよう、条例案の検討を進められることを要望します。

次に、医療従事者、特に看護師の確保についてであります。

本県においては、医師修学資金貸与制度、地域医療支援センターの設置をはじめ、様々な医師確保対策が進められているところであります。

本委員会では、現場で実際に医師確保対策に取り組まれている医師の方々から実情を伺うべく、去る9月6日に三重大学附属病院において調査を実施したところ、大学、病院、県が連携して、熱心に、そして効果的に取組が進められており、関係各位の努力に敬意を表するものであります。

しかし、本県の医療提供体制を県民にとって安心できるものとしていくには、医師だけでなく、看護師をはじめとした医療従事者全体を確保していくことが必要です。

特に、看護師については現在、需給見通し調査を実施中とのことであり、あわせて、現場の生の声を聞くための意識調査という新たな取組も実施されているとのことであります。

県当局におかれては、これらの調査結果を踏まえ、単に看護師の数を確保するだけにとどまらず、看護師、あるいは看護師を目指している方々が、不安なく生き生きと現場で活躍できるような対策を検討されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 小林正人防災県土整備企業常任委員長。

〔小林正人防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第133号三重県営住宅条例の一部を改正する条例案外4件につきましては、去る10月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。平成25年台風18号による被害の早期復旧についてであります。

先般の台風18号は、三重県をはじめ、福井県、滋賀県、京都府など、広範囲に大きな被害をもたらしました。改めて、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会においては、この台風の被害の甚大さに鑑み、9月27日に、県民の生活に大きな影響を及ぼした、道路、河川等の公共土木施設の災害現場調査を行いました。

執行部におかれましては、河川堆積土砂の撤去など、防災・減災対策の推進に取り組んでいただくとともに、被災された皆様に早期にもとの生活を取り戻していただくため、地元自治体、関係機関等と十分に協議しつつ、早期復旧に取り組まれることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 津村 衛総務地域連携常任委員長。

〔津村 衛総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（津村 衛） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第137号財産の取得についてにつきましては、去る10月4日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定をいたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。まず、地籍調査事業の推進についてであります。

東日本大震災や紀伊半島大水害による被災地の迅速な復旧に地籍調査の重要性が再認識されたことなどにより、事業の一層の推進が求められていますが、県の地籍調査の進捗状況は、全国平均と比較して大きく遅れています。

地籍調査の事業主体である市町に対して実施したアンケート結果では事業の重要性の認識が不十分であることが明らかになったことから、効果的な推進方策の再検討に取り組まれることを要望いたします。

次に、みえ森と緑の県民税についてであります。

6月28日の委員長報告でも、県民の皆さんへの周知の徹底と市町へのきめ細かな対応について申し上げましたが、県民の皆さんに対しては、税の目的や用途についてのさらなる周知が必要であると感じられます。引き続き、県民の皆さんへの周知に取り組まれることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 貝増吉郎予算決算常任委員長。

〔貝増吉郎予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（貝増吉郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第128号平成25年度三重県一般会計補正予算（第4号）外3件につきましては、去る10月3日から8日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月11日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、議案第129号、議案第131号及び議案第140号の3件は全会一致をもって原案を可決、議案第128号については賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、10月3日から8日に開催されました各分科会における審査の過程において特に議論のあった事項について申し述べます。

地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業における電気自動車バスへの補助についてであります。

本事業では、電気自動車バス車両の購入にかかわる経費に、国や地元自治体と合わせて多額の税金を投入することになります。

県当局におかれましては、電気自動車バスの導入による低炭素社会の実現に向けた啓発効果を最大限に引き出すよう取組を行うとともに、モデル事業として成果を十分に検証し、今後、他の地域への展開に生かせるよう取り組まれることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（山本 勝） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 皆さん、おはようございます。

みんなの党会派の中西勇です。

議長から発言の許可をいただきましたので、議案に対する討論をさせていただきます。

議案第128号平成25年度三重県一般会計補正予算（第4号）、地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業における、電気自動車バス導入支援補助金に対するの反対討論でございます。

反対理由、3点ございます。

1点目、補助金ありきのモデル事業である。

総事業費1億円のバスを購入する補助金の内訳は、国の補助金5000万円、県の補助金1250万円、伊勢市の補助金1250万円、そして、事業者は2500万円。整備に伴う内容は、新車のバス購入費2300万円、バッテリー、モーター等で5300万円、設計製作費で2400万円であります。実に高額で無駄遣いに思います。

ホームページ等で紹介されている電気バスは約8000万円のバスもあり、もう少し待てば技術革新もされて安いものも出てくると思われるので、今すぐ

の事業ではないと思います。

2点目、一民間業者に多額の補助をすることがおかしいと考えます。

果たして、通常のバス路線に導入することが正しいのでしょうか。伊勢市内でも、公共バス路線が廃止や、本数の少なくなってきたところもあると思います。そんな中で、一番のバス路線と言ってよいところにこのバスを導入して走らすことが正しいのでしょうか。啓発効果もあると言われますが、地域に広く導入するほうが、市民には理解して納得もしていただけたと思います。

だから、小型のコミュニティーバスなどの購入をする選択肢もあるのではないのでしょうか。多額の税金が使われるわけですから、一業者にだけではなく、コミュニティーバス運業者などに声かけをして導入することが公平公正ではないかと考えているからです。

3点目、この事業は、平成24年8月に伊勢市をモデル地区として協議会を設立し、平成25年3月に、「おかげさまAction!」という行動計画を作成されました。

そして、今年平成25年7月11日に開催された「おかげさまAction!」の協議会議事録を拝見すると、最後の事務局の報告で次のように書かれています。

「おかげさまAction!」の中に、協議会での取組が載っています。

短期は3年間、中長期は10年間ということです。

中長期的に取り組む内容ということで、電気バスやハイブリッドバスの導入ということが記されています。

このたび、三重交通が前倒しによりまして、電気バスの導入に向けての取組を始められております。この取組を始められましたので、中長期の取組内容を前倒しするというように御了解いただきたい。

今年度から始めて、実現に向けて、今、調整をされておるところでございませう。

また、協議会の会長の発言では、いいことを早く早く実現できるというこ

とでしたら、これ以上嬉しいことはない、引き続き、三重交通と連携をとってください、いろいろあろうかと思いますが、事務局よろしく願いいたします、いい報告がこの協議会でたくさん行われることを期待したいと思いますので、よろしく願いいたしますという内容でございます。

これを聞いて、皆さんどう思われるでしょうか。私には全く理解できません。なぜこの時期なのか。伊勢神宮の式年遷宮だからでしょうか。だから、私は、平成26年度以降に中長期でしっかり議論していただいても全く遅くないと考えております。

以上の3点の内容で反対するわけですが、低炭素社会を実現するためのモデル地域であるなら、将来ビジョンをしっかりとつくり、取り組んでほしいと思うからです。

このモデル事業、10年だけで終わってしまっただけではいけない、もっと進んだ公共交通機関などの導入も視野に入れて取り組んでほしいと思います。

以上の理由で反対させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（山本 勝） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第129号から議案第142号までの14件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第128号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

委 員 長 報 告

○議長（山本 勝） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。貝増吉郎予算決算常任委員長。

〔貝増吉郎予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（貝増吉郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号平成24年度三重県水道事業決算外3件につきましては、去る10月1日及び11日の2回にわたり委員会を、また、10月4日及び8日には該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第1号平成24年度三重県水道事業決算外3件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の平成24年度の経営収支は14億7147万円の純利益となっており、20億2781万円の改善がなされました。これは、志摩市水道事業への一元化に伴い、前年度発生していた特別損失の皆減が主な要因です。

また、工業用水道事業の平成24年度の経営収支は10億5736万円の純利益となっており、前年度から2億9195万円の増額となっています。これは、修繕費や負担金等の営業費用の減が主な要因です。

水道事業及び工業用水道事業は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものです。

南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、施設の耐震化・老朽劣化対策などの施設改良、長期債務の償還や利息の支払いなどによる資金需要が見込まれる一方、人口の頭打ちや厳しい経済状況により、水需要の大幅な伸びは期待できないことから、今後の経営環境は厳しいものと考えられます。

国に対して公的資金補償金免除繰上償還制度の復活を働きかけるなど、負担の軽減に向けた取組を進めるとともに、関係部局と連携して、工業用水道の契約率の向上を図るなど、利益の向上を図る取組もあわせて進め、これからも安定的な経営を確保し、適切なサービスの供給に努められるよう要望いたします。

次に、電気事業についてであります。

平成24年度の経営収支は1億5796万円の純利益となっており、前年度から5億8320万円の改善がなされました。これは、固定価格買取制度への移行による売電料金の増収が主な要因です。

水力発電事業については、残りの8発電所の譲渡に伴う諸課題を適切に整理され、譲渡が円滑にされるよう要望いたします。

RDF焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も、平成28年度までは企業庁が任意適用事業で運営し、翌29年度から32年度までは県が事業主体となることとされています。そのため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が適切に実施できるよう、手法について検討を進められることを要望いたします。

平成24年度は、固定価格買取制度の適用もあり、売電収入が増加し、RDF焼却・発電事業単独で初めて黒字となりました。

しかし、平成29年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、引き続き健全な経営の推進に、関係部局とともに取り組まれるよう要望いたします。

最後に、病院事業についてであります。

病院事業については、県立病院改革を受け、県直営病院としてのこころの医療センター、一志病院、指定管理者制度を導入した志摩病院の3病院を運営したところで。

平成24年度病院事業決算は、総合医療センター及び志摩病院の運営形態を変更したことから、純損益は前年度に比べ27億3057万円改善し、2億1644万円の赤字となりました。

このうち、特別損失として計上した退職給与引当金1億1768万円を除いた経常損失は9876万円でした。

なお、病院別では、こころの医療センターが純損益、経常損益ともに黒字、一志病院はともに赤字となっています。

資金収支については、平成24年度末の内部留保資金は11億92万円でした。これは、前年度の内部留保資金額から総合医療センター分を除いた額と比較すると、3億3073万円増加しています。

病院事業経営は、多額の累積欠損金が生じているなど、厳しい状況にありますので、より一層の経営改善に努められるよう要望いたします。

また、未収金対策については今後も、裁判所を通じての支払い督促、弁護士法人への回収委託などの回収対策と、相談窓口の明示や相談室等の確保など、患者サポートによる発生防止対策という両面からの取組を継続されることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

認定第1号から認定第4号までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委

員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

○議長（山本 勝） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択5件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、請願第32号保育士修学資金貸付事業及び保育士研修等事業の実施を求めることについて、請願第33号障がい者入所施設の拡張（新設）とさらなる質の向上を求めることについて及び請願第39号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第36号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第37号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
健康福祉病院常任委員会関係

請願第32号 保育士修学資金貸付事業及び保育士研修等事業の実施を求めることについて

請願第33号 障がい者入所施設の拡張（新設）とさらなる質の向上を求めることについて

○議長（山本 勝） 次に、請願第38号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることは否決されました。

それでは、請願第38号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま採択されました請願第38号につきましては、執行機関に送付し、その処理経過と結果の報告を請求いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

意見書案審議

○議長（山本 勝） 日程第4、意見書案第2号地方財政の充実及び強化を求める意見書案、意見書案第3号ブラジルとの更なる関係強化と査証免除協定締結を求める意見書案、意見書案第4号介護職員の処遇改善を求める意見書案、意見書案第5号安心・安全な医療・介護の実現を求める意見書案、意見書案第6号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案、意見書案第7号新たな教職員定数改善計画案の着実な実施及び教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第8号防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の拡充を求める意見書案、意見書案第9号障がい者入所施設の新設及び増設と更なる介護サービスの向上を求める意見書案、意見書案第10号アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書案及び意見書案第11号保護者負担の軽減と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第2号から意見書案第5号まで並びに意見書案第10号及び意見書案第11号は委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第2号から意見書案第5号まで並びに意見書案第10号及び意見書案第11号は委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

採決は5回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第3号及び意見書案第8号から意見書案第10号までの4件を一括して採決いたします。

本案はいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、意見書案第4号及び意見書案第5号の3件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 勝） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（山本 勝） 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、戦略企画雇用経済常任委員会及び教育警察常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。藤田宜三戦略企画雇用経済常任委員長。

[藤田宜三戦略企画雇用経済常任委員長登壇]

○戦略企画雇用経済常任委員長（藤田宜三） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

まず、首都圏営業拠点三重テラスについてであります。

三重テラスは、三重の魅力を県内外に情報発信し、県内への誘客や県産品の販路拡大など、複合的な機能を担う拠点として設置されたものです。

今回、県当局から来館者数など4項目の成果指標が提示されましたが、三重テラスの設置目的の達成状況などを的確に把握していくためには、三重テラスの機能や役割などに着目した複合的な成果指標の設定が必要であることから、これら4項目の成果指標に加え、売上額など、県内産業への経済波及効果が県民の皆さんにも伝わるような成果指標を新たに設定されることを要望します。

次に、三重県中小企業振興条例（仮称）についてであります。

地域の雇用や社会をしっかりと支え、地域経済に活力と厚みをもたらす中小企業の振興を図るため、平成25年度末の制定を目指して、三重県中小企業振興条例（仮称）の検討が進められています。

中小企業の振興に向けては特に、地域の暮らしを支え、コミュニティの中核的役割を担う小規模企業にも光を当てるなど、他県にはない三重県らしさを全面に出した特色のある条例としていくことが必要です。

県当局におかれては、中小企業経営者や商工会関係団体などとの意見交換を行うなど、十分に議論を深めていただくとともに、これを県議会にも早期に報告し、議論を重ねられることを要望します。

最後に、県政だよりみえの新たな情報発信についてであります。

県政だよりみえについては、情報入手手段の多様化に応じた適時適切な情報発信を行うため、平成26年4月からのデータ放送の本放送開始に向けて、本年11月1日からの1カ月間、試験放送が行われるとともに、データ放送に関するアンケート調査も実施されます。

県当局におかれては、データ放送の試験放送に当たり、多様な広報媒体などによる県民の皆さんへの丁寧な説明と十分な周知を図るとともに、より多くの県民の皆さんからの意見等の把握に努められることを強く要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 長田隆尚教育警察常任委員長。

〔長田隆尚教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（長田隆尚） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、学校給食における、魚など三重県産食材の利用促進であります。

学校教育において学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身につけたり、好ましい人間関係を育むなど、多様な役割を担っています。

また、児童・生徒が、県内の生産者との交流などを通じて、生産者への感

謝の念や、地域の産業や文化を理解し、郷土への関心を深めることにもつながるなど、食育の観点からも重要な意義があります。

県当局におかれましては、学校給食への、魚など三重県産食材の利用促進に一層取り組まれますよう要望いたします。

次に、学力の定着及び向上についてであります。

子どもの学力向上のためには、全国学力・学習状況調査や市町、学校が行っているテスト等により得られた結果の分析と課題の把握をしっかりと行った上で、今後の学習指導や生活指導に生かしていくことが重要です。

県当局におかれては、全国学力・学習状況調査や学校が行っているテスト等の分析結果を教育現場に的確にフィードバックし、個々の児童・生徒の理解度に応じた効果的な学習指導や授業改善等に取り組み、子どもの学力の定着及び向上が図れるよう強く要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で常任委員長の報告を終わります。

追 加 議 案 審 議

○議長（山本 勝） 日程第6、議案第143号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第143号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、土地利用審査会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

議案第143号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

追 加 議 案 の 上 程

○議長（山本 勝） 日程第7、認定第5号から認定第17号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

認定第5号から第17号までは、平成24年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は7296億8448万円余、歳出決算額は7104億7713万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である132億3304万円余を差し引いた実質収支と

しまして、59億7430万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する29億9000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、剰余の29億8430万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計ほか11の特別会計につきましては、歳入決算額は1478億7616万円余、歳出決算額は1445億288万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である1億4459万円余を差し引いた実質収支としまして、32億2867万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第67号及び第68号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、平成24年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

ただいま議題となっております認定第5号から認定第17号までに対する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（山本 勝） お諮りいたします。認定第5号から認定第17号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、本件は直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

認定番号	件 名
5	平成24年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	平成24年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
7	平成24年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
8	平成24年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
9	平成24年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算
10	平成24年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
11	平成24年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
12	平成24年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
13	平成24年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
14	平成24年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
15	平成24年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
16	平成24年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
17	平成24年度三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

議 員 派 遣 の 件

○議長（山本 勝） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 地方議会活性化シンポジウム2013

(1) 派遣目的

地方分権の進展に伴う地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大等に適切に対応した地方議会の役割や今後の地方議会のあり方について意見交換を行い、広く情報発信することを目的として開催されるシンポジウムに出席し、今後の議員活動に資する。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 平成25年11月11日 1日間

(4) 派遣議員 濱井 初男 議員 中森 博文 議員

2 第13回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、今後の議員活動に資する。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 平成25年11月12日 1日間

(4) 派遣議員 下野 幸助 議員 藤根 正典 議員
石田 成生 議員 大久保孝栄 議員
長田 隆尚 議員 津村 衛 議員
中嶋 年規 議員 岩田 隆嘉 議員
永田 正巳 議員

○議長（山本 勝） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明17日から11月21日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明17日から11月21日までは休会とすることに決定いたしました。

11月22日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時56分散会